



JASDAQ

平成 27 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・テイスト
代表者名 代表取締役社長 杉本 英雄
(J A S D A Q ・ コード番号 2694)
問合せ先 取締役管理本部長 稲角 好宣
(TEL. 052 - 910 - 1729)

新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）の発行条件等に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 26 年 6 月 25 日開催の第 55 回定時株主総会で承認されました会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績を当社役職員の報酬に反映させ、株主と当社役職員の利益とを一致させることができ、これにより、当社役職員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層喚起するとともに、優秀な人材を確保することが可能となります。このように当社の企業価値向上を図ることを目的として、当社役職員を対象とするストック・オプション制度を実施しようとするものであります。

なお、本新株予約権の行使期間は、新株予約権の割当日から 5 年を経過した日より 2 年以内となり、さらに初年度において行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた数の 2 分の 1 を上限とすることから、本新株予約権は、権利行使期間開始までの中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

8,014 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 801,400 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし(以下、「行使価額」という。)、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成32年6月22日から平成34年6月21日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 行使期間の開始日(以下、「起算日」という。)から1年間

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1

ロ. 起算日から1年を経過した日から1年間
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の全て

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成27年6月23日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

平成 27 年 6 月 20 日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

| | | |
|-------|-------|---------|
| 当社取締役 | 5 名 | 100 個 |
| 当社監査役 | 3 名 | 24 個 |
| 当社従業員 | 668 名 | 7,890 個 |

III. 支配株主との取引等に関する事項

本件新株予約権（有償ストック・オプション）は、その一部につきまして、割当てを受ける当社取締役の稲角好宣が当社親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの代表取締役及び株式会社クックイノベンチャーの取締役を、当社代表取締役の杉本英雄が株式会社クックイノベンチャーの代表取締役を、当社代表取締役の稲吉史泰が株式会社クックイノベンチャーの取締役を、当社取締役の阿久津貴史が株式会社クックイノベンチャーの取締役を、それぞれ兼務しているため、支配株主との取引等に該当しております。

1. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社取締役会における本新株予約権の内容及び条件の決定にあたっては、上記の稲角好宣氏、杉本英雄氏、稲吉史泰氏、阿久津貴史氏は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。

本件新株予約権は、社内で定められた手続きに従って発行しております。また権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件等につきましても、一般的な新株予約権付与の内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。

2. 少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

本件新株予約権は、内容および条件の妥当性を平成 27 年 6 月 15 日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。また、本件が当社の少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを可及的に防止するため、支配株主である株式会社ジー・コミュニケーション及び株式会社クックイノベンチャーとの間で利害関係を有しない、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外監査役である黒川孝雄氏から平成 27 年 6 月 13 日、以下の理由により少数株主にとって不利益なものでないことの見解を得ております。

- (1) 当社親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの代表取締役を兼務している当社取締役の稲角好宣氏、同じく当社親会社である株式会社クックイノベンチャーの代表取締役を兼務している当社代表取締役の杉本英雄氏、株式会社クックイノベンチャーの取締役を兼務している当社代表取締役の稲吉史泰氏ならびに当社取締役の阿久津貴史氏及び稲角好宣氏の職責が、当社の業績の向上にあることは明らかであること。
- (2) 本件新株予約権の発行は、業績向上に対する貢献意欲を高め、業績を向上させることを目的としていること。
- (3) 本件新株予約権の発行は、社内で定められた手続きに従ってなされていること。
- (4) 本件新株予約権の発行は、当社の企業価値の向上に資するとともに、結果として少数株主を含めた全株主の利益の拡大につながるものであること。
- (5) 本件新株予約権の権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであること。

3. コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

平成 26 年 7 月 18 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同等の条件によることとし、重要性のある取引については、取締役会において取引の是非を決定しておりますので、少数株主に不利益をもたらすようなことはありません。」というものであり、本件新株予約権の発行は、この方針に則って決定しております。

(ご参考)

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 26 年 6 月 3 日
2. 定時株主総会の決議日 平成 26 年 6 月 25 日

以上